

同窓会費施行規則(案)

浜松市立東部中学校

同窓会会費は次のように使うこととする。

1 母校発展を記念する行事に必要な経費

- (1) 記念式典などを開催するのに伴う講演会の講師料
- (2) 記念冊子の作成(原稿料・印刷製本費)に伴う費用
- (3) その他、記念行事等に関係するもので、同窓会長が必要と認めた費用

2 健全な部活動運営の援助

- (1) 全国大会に出場する場合
 - 団体競技の場合は、一律 10 万円とする。
 - 個人競技の場合は、出場生徒数×4 万円とする。
- (2) 東海大会に出場する場合
 - 団体競技の場合は、一律 5 万円とする。
 - 個人競技の場合は、出場生徒数×2 万円とする。
- (3) 県外遠征等宿泊を伴う活動の支援
 - 1 当分の間、年間 1 回とする。(同窓会費の貯まり具合で増額する)
 - 2 援助額は、一回 2 万円とする。
 - 3 遠征については、実施の一ヶ月前までに計画書の概略を示し、校長の承認を得る。
 - 4 遠征計画の立案にあたっては、教育課程に支障がないように配慮する。

3 生徒及び住民の賞揚

- (1) 東部中学校在学中に他の模範となる顕著な活動をした生徒の賞揚
 - 1 三か年無遅刻、無欠席の生徒
 - 2 小学校在学中を含め、九か年無遅刻、無欠席の生徒
 - 3 生徒会活動等自主的な活動に主体的に取り組んだ生徒
 - 4 部活動や文化的な行事等に顕著な成績をあげた生徒
- (2) 学校外の活動等で地域や住民のために貢献した生徒及び住民

4 同窓会費の支出

校長からの要望を基に、同窓会長が支出する。

5 監査

- (1) 年度末には、帳簿に従い会計監査を受ける。
- (2) 会計監査役は、総会(当分の間は、役員会)で報告する。